

法人府民税利子割額の控除・充当・還付制度は廃止されました 〈平成28年1月1日以後に開始する事業年度〉

1. 法人府民税利子割の廃止について

平成25年度税制改正(地方税法の一部を改正する法律[平成25年3月30日法律第3号])により、平成28年1月1日以後に法人が支払を受けるべき利子に係る利子割が廃止されました。

これに伴い、平成28年1月1日以後に開始する事業年度からは、利子割額の法人税割額からの控除や、均等割額への充当等に関する制度についても廃止されておりますので、申告の際はご注意ください。

本件につきましては、京都府税務課HPの新着情報(平成28年4月18日更新)にも掲載しております。

⇒ 平成28年1月1日以後に法人が支払を受けるべき利子に係る利子割の廃止について(新着情報)

2. プレプリントの封入書類について

京都府から申告時期の前に送付しているプレプリントにつきまして、法人府民税利子割の廃止に伴い、「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書(第9号の2様式)」「利子割額の都道府県別明細書(第9号の3様式)」の封入は現在行っておりませんので、ご注意ください。

3. 中間・確定申告書(第6号様式)への記載について

利子割額の法人税割額からの控除・均等割への充当・還付に係る制度は廃止されておりますので、平成28年1月1日以後に開始する事業年度の中間・確定申告書(第6号様式)を作成される際は、「項番28~32欄及び77欄」には金額を記載することはできませんのでご注意ください。

(参考:第6号様式 一部抜粋)

利子割額に関する計算	利子割額(控除されるべき額)	28	
	控除した金額 (7-8-9-10と28のうち少ない額)	29	
	控除することができなかった金額28-29	30	
	既に還付を請求した利子割額	31	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 31-30(15)	32	
利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
還付請求	中間納付額	76	
	利子割額	77	
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)

金額を記載することはできません

4. 平成25年度税制改正について

平成25年度税制改正のうち、本件に対応する箇所は以下のとおりです。

(参考:平成25年度税制改正の大綱 一部抜粋)

法人に係る利子割の廃止

- イ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定する。
- ロ 法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止する。

◆制度に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください◆
(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160